

(仮称)新潟市犯罪被害者等支援推進計画案の概要

1 計画の位置付け

- 本計画は、令和4年8月施行の「新潟市犯罪被害者等支援条例」に基づき、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進するために策定。
- 本計画は、学識経験者や民間支援団体などで構成される「新潟市犯罪被害者等支援推進会議」委員の意見を踏まえ策定。
- 計画期間は令和5年度から令和9年度までの5年間を予定

2 基本方針

次の4つの基本方針を掲げて支援に取り組みます。

- 基本方針1：尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を尊重すること
- 基本方針2：状況や事情に応じて適切に行うこと
- 基本方針3：二次的被害や再被害を生じさせないこと
- 基本方針4：途切れなく行われること

3 計画策定までの流れ

令和4年8月1日	新潟市犯罪被害者等支援条例 施行
令和4年9月28日	第1回 新潟市犯罪被害者等支援推進会議 (計画策定に向けた意見交換)
令和4年11月29日	第2回 新潟市犯罪被害者等支援推進会議 (計画素案の提示・意見交換)
令和4年12月15日	市民厚生常任委員協議会 報告
令和4年12月19日～ 令和5年1月20日	パブリックコメント実施(予定)
令和5年2月15日	第3回 新潟市犯罪被害者等支援推進会議(予定) (パブリックコメント結果報告)
令和5年2月定例会	市民厚生常任委員協議会 報告(予定) (パブリックコメント結果報告)
令和5年4月1日	計画開始(予定)

4 本計画の重点課題

- (1) 犯罪被害者等支援に関する市民等の理解の増進
- (2) 犯罪被害者等の支援ニーズの把握及び支援施策の拡充

条例施行後における市民及び事業者へ犯罪被害者等支援に関する理解の増進と、更なる支援ニーズの把握による支援施策拡充を図ります。

5 計画の概要

次の5項目により本計画を構成し、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進します。

第1 計画策定について

計画策定の趣旨、位置づけなどについて明記

第2 犯罪被害等の状況

刑法犯認知件数及び被害者支援に関する相談件数や犯罪被害者等が置かれる状況について整理

第3 計画の基本的な考え方

計画における方針、犯罪被害者等支援における体制及び重点課題について明記

第4 具体的な取組

本市における犯罪被害者等支援関連施策を条例条項ごとに整理

- 1 相談及び情報の提供 (条例第13条関係)
- 2 心身に受けた被害及び影響から回復 (条例第14条関係)
- 3 日常生活の支援及び配慮 (条例第15条関係)
- 4 安全の確保 (条例第16条関係)
- 5 居住の安定 (条例第17条関係)
- 6 雇用の安定 (条例第18条関係)
- 7 経済的負担の軽減 (条例第19条関係)
- 8 市民等の理解の増進 (条例第20条関係)
- 9 教育活動の推進 (条例第21条関係)
- 10 人材の育成 (条例第22条関係)
- 11 民間支援団体に対する支援 (条例第23条関係)

第5 進行管理

進行管理における手法等を明記

6 パブリックコメント実施期間

令和4年12月19日(月)から令和5年1月20日(金)までの1か月を予定